

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年12月12日

【会社名】 中国銀行股份有限公司
(Bank of China Limited)

【代表者の役職氏名】 副会長兼総裁 陳 四清
(Chen Siqing, Vice Chairman and President)

【本店の所在の場所】 中華人民共和国 100818 北京市西城区復興門内大街1号
(One Fuxingmen Nei Dajie, Xicheng District,
Beijing 100818, People's Republic of China)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 梅 津 立

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03(6888)1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 范 宇晟

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03(6888)1000

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1 【提出理由】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に基づき香港における当社優先株式の募集を報告するため、本臨時報告書を提出いたします。

(注) 本書に記載の「米ドル」は米ドルを、「円」は日本円を、「人民元」は中国の法定通貨を指す。本書において便宜上一定の米ドルまたは人民元金額は、(米ドルの場合は)2014年12月11日の株式会社三菱東京UFJ銀行が建値した対顧客電信直物売買相場の仲値である1米ドル=117.68円により、(人民元金額の場合は)中国通信社配信による2014年12月11日の中国人民銀行公表の仲値である1人民元=19.18円により円に換算されている。

2 【報告内容】

(1) 有価証券の種類及び銘柄：

39,940,000,000人民元米ドル決済6.75%非累積境外優先株(「境外優先株」)

(2)

() 発行数：

399,400,000株

() 発行価格及び資本組入額：

発行価格：1株当たり100人民元(1,918円)

資本組入額：全額

() 発行価額の総額及び資本組入額の総額：

発行価額の総額：39,940,000,000人民元(766,049,200,000円)

資本組入額の総額：39,940,000,000人民元(766,049,200,000円)

() 株式の内容：

条件：

1．満期日

境外優先株には満期日が存在しない。当行はいかなる境外優先株についてもこれ等を買戻す義務を負わず、またいかなる境外優先株の株主も当行に対してこれ等の買戻しを請求する権利を持たない。

2．任意買戻し

買戻しの前提条件を満たし、かつ事前に銀行業監督管理委員会の書面による認可を取得するとの前提のもとで、当行は買戻日の30日前までに財務代理人及び境外優先株の株主に対して取消不能な事前買戻通知を送付し、かつ、同時に、買戻通知の詳細について公告を行う状況において、2019年10月23日又はその後のいずれかの配当支払日に、境外優先株の1株当たりの買戻価格の米ドル相当額で、境外優先株の全部又は一部を買戻すことができる。

3．強制転換

発行日（当該日を含む）以降、境外優先株の存続期間内において、

(a) その他Tier1資本商品トリガー事象発生の際に、当行は（銀行業監督管理委員会に報告しその同意を得た後とするが、境外優先株の株主の同意は要求されない）、財務代理人及び境外優先株の株主に対して通知を送付することにより、強制転換日に取消不能及び強制的に、境外優先株の全部又は一部を、強制転換金額を下回らない金額でH株に転換させる権利を有する。及び/又は

(b) Tier2資本商品トリガー事象発生の際に、当行は（境外優先株の株主の同意は要求されない）、財務代理人及び境外優先株の株主に対して通知を送付することにより、強制転換日に取消不能又は強制的に、境外優先株の一部ではなく全部をH株に転換させる権利を有する。

条件に基づき、トリガー事象発生後の境外優先株の強制転換は以下の通り行われる。

(1) 関連する条項の制限を受ける場合、全て又は一部が転換、取消又は削減が可能であるその他Tier1資本商品と、同時・同比率で株式に転換する、又は取消若しくは削減により転換を行う。

(2) 転換、取消又は削減が可能であるTier2資本商品が株式に転換、又は取消若しくは減少される前に転換を行う。

4．強制転換価格

境外優先株の強制転換に係る初回強制転換価格（H株が発行される場合）は、H株1株当たりにつき3.44香港ドルであり、これは、境外優先株の発行を審議する董事会決議の公布日である2014年5月13日から20取引日前の当行H株普通株株券の取引平均価格であり、当該価格は株主総会の決議により可決されるものである。

初回強制転換価格は以下のことを示す。

(i) 香港証券取引所における最終取引日のH株1株当たりの終値3.50香港ドルであり、割引率は約1.71%である。

(ii) 香港証券取引所における最後の5連続取引日（最終取引日を含む）のH株1株当たりの平均終値3.498香港ドルであり、割引率は約1.66%である。

(iii) 香港証券取引所における最後の10連続取引日（最終取引日を含む）のH株1株当たりの平均終値3.503香港ドルであり、割引率は約1.80%である。

強制転換により発行可能なH株の数量は、当該強制転換日に適用される強制転換価格（人民元により固定為替相場1香港ドル=0.79499人民元で計算する）に従って確定されなければならない。

転換価格は、以下の状況のいずれかに該当した場合、調整しなければならない。(a) 当行のボーナス株又は資本組入株式発行を通じて、H株の株主に対して全額払込済のH株を発行する場合、(b) 当行が株主割当発行によりH株を発行する場合、(c) 当行が新たにH株（境外優先株をH株に強制転換する、又はH株交換若しくは引受を行う権利行使により発行されたH株を除く）を、当該発行又は付与の公布日のH株1株当たりの現行市場価格を下回るH株1株当たりの価格で発行（株主割当発行を除く）した場合、(d) 当行が普通株式の買戻しを行う場合、又は合併、分割若しくはその他のいかなる状況により当行の株式のクラス、数量及び/又は株主資本に変化が発生したため境外優先株株主の利権に影響を及ぼしうる場合。

配当及び配当の順位： 「会社定款」及び境外優先株の条項及び条件に明記された制限、裁量及び限定条件（当行は条項及び条件に基づき配当を取り消せることを含む）の制限を受け、各境外優先株の株主は、以下を条件として非累積的配当を取得する権利を有する。(a)当行の自己資本比率が規制上の要件を満たしている。(b)前年度の累計欠損を填補した後及び当行が法定積立金及び一般準備金を積み立てた後、当行の企業財務諸表においてなお配分可能な税引後利益を有する。

これらの配当金の支払順位は、いかなる普通株の保有者に対する配当金及びその他の配当を支払いにも優先しなければならない。ただし、境外優先株株主間の配当金の支払順位は同順位でなければならず、かつ同クラスの株保有者に対する配当金の支払順位と同順位でなければならず、また関連する条項の制限の下で、いかなる弁済順位が境外優先株に劣後する又はそのように記載された、発行済のその他の種類の株式又は責任又はその他のTier1資本商品の保有者に対する配当の支払にも優先しなければならない。

配当支払日： 「会社定款」及び条件に明記された制限、裁量及び適格性（当行が条件に基づき配当を取消す権利を含む）の制限を受け、配当は、境外優先株1株につき人民元100元の額面金額に対して適用のある配当率に従い発行日（当該日を含む）に発生し、かつその各年における発行日の相当日、即ち10月23日に米ドル相当額を米ドルで毎年一回支払う。

配当率： 配当率
(A)発行日（当該日を含む）から初回更新日（当該日を含まない）までの期間は、年利6.75%である。
(B)初回更新日及びその後の各更新日（当該日を含む）から翌更新日（当該日を含まない）までの間、境外優先株に適用される更新配当率となる。ただし、上記のいずれの状況にあっても、境外優先株の配当率は年利18.07%発行日から直近2会計年度における当行の年間平均加重平均純資本利益率に相当する）を超えてはならない。

配当取引後の制限： 境外優先株の配当（全部又は一部）の取消に関するいかなる株主総会において同クラスの株式配当の取消決議を可決された場合、株主総会決議の可決日の翌日から、当該取消後の次の一つの配当計算期内の配当の全額支払日又はその前までに、当行は、普通株又はいかなる弁済順序が境外優先株に劣後する又はそのように記載された、その他のいかなる種類の株式又は義務又はその他Tier1資本商品に対して配当を支払ってはならない。

境外優先株の配当の取消は、普通株又はいかなる弁済順位が境外優先株に劣後する又はそのように記載された、その他のいかなる種類の株式又は義務又はその他Tier1資本商品に対する配当支払制限になる以外、当行に対するその他の制限とならない。

決済貨幣： 境外優先株における当行が支払うべき又は当行に対して支払うべきすべての期限到来金銭及び境外優先株により生じた又は境外優先株に基づき当行が提出し又は当行に対して提出したすべての求償は、米ドルのみで支払い及び決済しなければならない。

残余財産分配の順位： 当行に解散及び清算、又はその他の資本返還（当行が発行済株式を償還、削減又は購入することを除く）が生じた場合、境外優先株の株主による当行の資産に対する請求は当行の預金者及び一般債権者の請求に劣後し、またTier2資本商品又はその順位がこれらのTier2資本商品又はかかるTier2資本商品と同順位である若しくはそのように記載されたその他の債務に劣後するが、普通株主の請求に優先する。境外優先株株主間の弁済順位は同順位でなければならず、かつ、同クラスの株式の株主の請求に対する弁済順位と同順位でなければならず、また関連する条項に従い、弁済順位が境外優先株に劣後する又はそのように記載された、発行済のその他のクラスの株式又は債務又はその他のTier1資本商品の保有者の請求に優先しなければならない。

議決権： 「会社定款」の規定に基づき、特定の状況を除き、優先株の株主はいかなる株主総会に出席する権利を有せず、その保有株式も株主総会において議決権を有しない。境外優先株に関して「会社定款」および条項に明記された特定の状況が生じた場合に限り、優先株の株主は株主総会に出席し、かつ、関連事項につき普通株の株主と別個のクラスの株式として議決権を行使することができる。この場合において、各優先株は議決権1票を有するが、当行が保有し又は当行を代理して保有する優先株は議決権を有しない。

「会社定款」の規定に基づき、議決権回復事象が発生した場合、株主総会において境外優先株の当該配当金を支払わないことが承認され、それにより議決権回復事象が発生した日の翌日から、かかる優先株の株主は株主総会に出席し、かつ、普通株の株主として議決権を行使する権利を有するものとなる。

(3) 発行方法：

非公開発行

2014年10月15日において主幹事との間に締結した引受契約に記載された引受の前提条件の完了という制限のもと、主幹事は、当行が発行する額面総額が399,400,000人民元とする境外優先株を個別（共同ではない）に引受及び支払い、又は引受人に引受及び支払させることに同意した。境外優先株1株の額面が100人民元で、境外優先株は、最少の名義数量が20,000株及び超過部分が10,000人民元又はその整数倍として発行するものとする。1米ドル=6.1448人民元の為替レートにより計算し、20,000株の境外優先株（1株の額面が100人民元とする）を引き受けるには、325,478米ドルを支払わなければならない、全部で399,400,000株の境外優先株が発行される。

(4) 引受人の氏名又は名称：

BOCIアジア・リミテッド、BNPパリバ、チャイナ・マーチャント・セキュリティーズ（香港）株式会社、CITICセキュリティーズ・コーポレート・ファイナンス（香港）リミテッド、シティグループ・グローバル・マーケット・リミテッド、クレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミテッド、香港上海銀行、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピー・エル・シー及びスタンダード・チャータード銀行

(5) 募集を行う地域：

境外優先株の発行対象は、境外の専門投資家であるが、アメリカにおいて公開募集は行わない。境外優先株に関して、「アメリカ証券法」又はアメリカのいかなる州立又は地方の証券法についてもこれに基づいて登記しておらず、またそのようにする予定もなく、若干の例外を除き、アメリカ国内において又はアメリカ人（S規則）の定義による）（アメリカ人の口座を含む）に対して、申込み、販売又は交付してはならない。現在販売している証券は、「S規則」に基づきアメリカ国外の非アメリカ人（「S規則の定義による」）の国外取引のみに提供するものである。また、境外優先株はヨーロッパ経済地域、イギリス、中国、香港、日本とシンガポール等の国及び地区に限らず発売及び販売するが、その発売及び販売は当該国及び地区の関連法律法規の管理制限を受けなければならない。

(6) 新規発行による手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期：

() 手取金の総額：

39,799,707,395.53人民元(763,358,387,846.27円)

() 手取金の使途ごとの内容、金額及び支出予定時期：

関連する監督管理機関の認可を経て、当行は、当行のその他Tier1自己資本を充当し、自己資本率を高めるために、境外優先株の発行により取得した金銭純額の金額が利用される予定である

(7) 新規発行年月日：

2014年10月23日

(8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称：

香港聯合取引所

その他：

(1) 資本金の額

2014年9月30日現在の当社の資本の額は279,535百万人民元(5,361,481.3百万円)である。

(2) 発行済株式総数(2014年9月30日現在)

株式資本	2014年9月30日現在		境外優先株の全部強制転換後	
	株式数(百万)	株式資本合計に対する割合(%)	株式数(百万)	株式資本合計に対する割合(%)
A株式	195,913	70.09%	195,913	66.61%
H 株式	83,622	29.91%	98,227	33.39%
合計	279,535	100.00%	294,140	100.00%

以上